

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	久米南町

久米南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 久米南町産業振興課
所在地 岡山県久米郡久米南町下弓削502番地1
電話番号 086-728-4412
FAX番号 086-728-2749
メールアドレス sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、タヌキ、ヌートリア、アオサギ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	久米南町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	水 稲	2.50	832
	豆 類	0.29	222
	果 樹	0.01	67
	野 菜	0.02	185
	小 計	2.82	1,306
ニホンジカ	果 樹	0.01	62
ヌートリア	野 菜	0.01	74
カラス	果 樹	0.01	62
	野 菜	0.01	56
	小 計	0.02	118
その他鳥獣	果 樹	0.01	57
	野 菜	0.01	56
	小 計	0.02	113
合 計	水 稲	2.50	832
	豆 類	0.29	222
	果 樹	0.04	248
	野 菜	0.05	371
	合 計	2.88	1,673

※農業共済支払対象面積・金額及び農業共済支払対象面積・算出できない被害を推計したもの。

(2) 被害の傾向

イノシシ	町内全域で生息しており、年間を通して山間部のみならず平野部においても、大きな被害が発生している。主に水稲や大豆、野菜等の農作物への被害が大きいほか、畦畔やため池等の掘り崩しなどの被害も発生している。
ニホンジカ	町東部を中心に生息していたものが、近年町内全域に拡大し、果樹への被害が発生している。現在被害は少ない状況にあるが、今後増加することも考えられることから、捕獲を強化する必要がある。
アナグマ	町内全域において、野菜等の被害が発生しているほか、畦畔等の掘り崩しなどの被害も発生している。
アライグマ	令和元年度に生息が確認され、果樹や野菜等への被害が懸念される。
タヌキ	町内全域において、野菜等の被害が発生している。
ヌートリア	町内全域の河川、ため池等の水辺近くにおいて、野菜への被害が発生しているほか、畦畔やため池等への巣穴による崩落の被害を及ぼしている。
アオサギ	町内全域において、田植え後の水稲等の被害が発生している。
カラス	町内全域において、野菜等の被害が発生している。山手地区等においてはブドウ等の果樹に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）			目標値（令和7年度）		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稲	2.50	832	水稲	1.73	584
	豆類	0.29	222	豆類	0.20	155
	果樹	0.01	67	果樹	0.01	46
	野菜	0.02	185	野菜	0.01	129
	小計	2.82	1,306	小計	1.95	914
ニホンジカ	果樹	0.01	62	果樹	0.01	45
ヌートリア	野菜	0.01	74	野菜	0.01	51
カラス	果樹	0.01	62	果樹	0.01	43
	野菜	0.01	56	野菜	0.01	39
	小計	0.02	118	小計	0.02	82
その他鳥獣	果樹	0.01	57	果樹	0.01	40
	野菜	0.01	56	野菜	0.01	39
	小計	0.02	113	小計	0.02	79
合計	水稲	2.50	832	水稲	1.73	584
	豆類	0.29	222	豆類	0.20	155
	果樹	0.04	248	果樹	0.03	174
	野菜	0.05	371	野菜	0.04	258
	合計	2.88	1,673	合計	2.01	1,171

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>猟友会による有害駆除班を編成し、駆除活動を実施している。</p> <p>捕獲手段については、銃器及びくくりわな、捕獲檻を主に用い、捕獲後は埋設及び焼却、持ち帰りによる自家消費としている。</p> <p>小動物捕獲器を整備し、貸し出しを行っている。</p>	<p>猟友会員の高齢化が進んでいることから、新規会員の確保及び育成が急務である。</p> <p>また、捕獲器材（箱わな、囲い回等）の普及促進、獣肉加工の体制整備が課題となっている。</p> <p>自治会等の協力による捕獲体制の構築が必要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策事業（国補助事業）を活用し、地域ぐるみで広範囲に渡り防護柵（ワイヤーメッシュ）を整備してきた。</p> <p>また、有害獣防護柵設置事業（町補助事業）により、一定の条件の下、防護柵設置者に対して、防護施設の資材費（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ、トタン柵、ネット柵）補助を行い、防護柵の設置を促進している。</p>	<p>町民の高齢化が進み防護柵の設置及び維持管理に対する人員の確保、また既存施設の老朽化への対応が課題である。</p> <p>集落ぐるみで設置した集落柵（防護柵）が効果を発揮したことにより、防護柵のない田畑に被害が移ったことや道路や河川といった塞ぐことのできない箇所からの侵入により、個別対応が増加している。</p> <p>また、高齢化により農家がリタイアした農地が耕作放棄地となり有害獣の温床となっているため、耕作放棄地の刈り払い等の啓発が課題である。</p> <p>また、シカの分布拡大により、整備済みのイノシシ用防護柵では、シカに対応できないため、防護柵の機能強化を図る等の取組が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>実施隊は対象鳥獣に関する知識や捕獲技術の向上を図るために講習会に参加や専門機関等への視察など積極的な参加を促している。</p>	<p>実施隊員は捕獲が主な活動内容であり緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性についてはあまり関心がないため、普及啓発を推進する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

久米南町における鳥獣被害はイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類、その他鳥獣による水稻や大豆、野菜類、果樹等への農作物に対する食害が挙げられる。

これまで、有害鳥獣の捕獲及び防護柵の設置を中心に被害防止対策を行ってきた結果、被害の規模は減少したが、依然として農家への被害は深刻である。

今後も引き続き、捕獲及び有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。

① 捕獲体制

狩猟免許の取得を推進することで狩猟後継者の育成を図り、猟友会員による有害駆除班体制を強化し、有害鳥獣駆除活動を行う。

また、平成27年度に設置した鳥獣被害対策実施隊により、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害の防止活動を行う。

② 被害防止防護柵の整備

防護柵設置については、引き続き補助事業の活用を周知し、効率的な地域ぐるみによる設置を推進する。

③ その他

鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めるため、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発する。

また、農業者自らが農作物を守る意識を持つことで、自らが行える鳥獣害防止対策の実施や、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策への理解を得るため、積極的な啓蒙を図る。

食肉または加工品としての有効利用を図る為、食品衛生法に準じた食肉加工処理施設の整備や解体処理施設等の整備等考慮しながら、猟友会等関係機関と連携して研究していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの依頼を受け、猟友会による有害鳥獣駆除班の協力のもと捕獲を積極的に行う。

また、平成27年度に設置した鳥獣被害対策実施隊により、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害の防止活動に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ アライグマ タヌキ ヌートリア アオサギ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲及び駆除活動に対する補助。・ 貸出用捕獲器（アナグマ、アライグマ、タヌキ、ヌートリア）の設置。・ 狩猟免許取得の推進。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
正確な個体密度の把握は困難であるため、過去数年間の有害駆除による年間捕獲頭（羽）数を参考に、現在の捕獲数と被害金額で推計すると被害金額の目標値を達成できると推測されるため、捕獲計画数を下記のとおりとした。ただし、ニホンジカについては、分布が拡大しているだけでなく捕獲数も増加傾向にあることから、現在の捕獲数より1割増とする。

対象鳥獣	過去数年間の年間捕獲頭数（羽） （有害鳥獣駆除許可捕獲）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	596	388	451
ニホンジカ	92	96	106
アナグマ	47	37	48
アライグマ	0	1	1
タヌキ	17	16	27
ヌートリア	101	53	58
アオサギ	5	3	3
カラス	8	11	3

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	550	550	550
ニホンジカ	120	132	145
アナグマ	70	70	70
アライグマ	10	10	10
タヌキ	35	35	35
ヌートリア	100	100	100
アオサギ	10	10	10
カラス	10	10	10

捕獲等の取組内容

町内全域において、被害の多いイノシシ、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、タヌキ、ヌートリア、アオサギ、カラスを対象とし、銃器及びわなを用いて、農作物等の被害の状況に応じた有害駆除活動を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

巻き狩り等により対象鳥獣を確実に捕獲するために必要であるだけでなく、罠による捕獲の際に、安全且つ的確に止め射しを行うために必要であるため、町内全域において通年で実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ アライグマ タヌキ ヌートリア	計画なし	計画なし (※地域の要望に応じて整備する可能性あり)	計画なし (※地域の要望に応じて整備する可能性あり)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ アライグマ タヌキ ヌートリア	防止柵を設置した地域が責任をもって自らが管理等を実施する。	防止柵を設置した地域が責任をもって自らが管理等を実施する。	防止柵を設置した地域が責任をもって自らが管理等を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

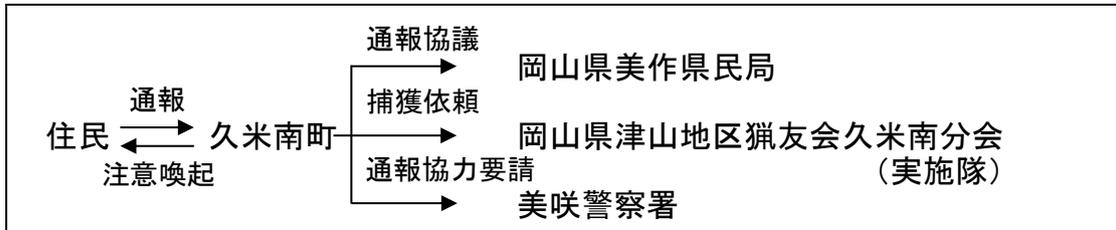
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ アライグマ タヌキ ヌートリア アオサギ カラス	鳥獣を寄せ付けない環境づくりとして、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発し、鳥獣から農作物を守る「保護」と鳥獣の個体数を調整する「捕獲」が一体となった地域ぐるみの被害防止対策体制の確立を図る。 関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣被害防止対策の普及啓発を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美咲警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
岡山県美作県民局	町に対する指導、助言
久米南町	情報収集及び住民への広報活動、情報提供
津山地区猟友会久米南分会 久米南町鳥獣被害対策実施隊	情報提供及び捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、速やかな埋設による処理若しくは焼却施設による焼却、捕獲従事者の判断による持ち帰りでの自家消費とする。今後、解体処理施設等の整備も考慮しながら、鳥獣の有効活用について協議会及び猟友会と連携して研究していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	計画期間中における利用予定なし
ペットフード	計画期間中における利用予定なし
皮革	計画期間中における利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	計画期間中における利用予定なし

(2) 処理加工施設の取組

計画期間中における整備計画なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

計画期間中における予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	久米南町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
久米南町	各種事業の推進及び協議会の連絡調整
久米南町議会	被害予防策の推進及び評価
久米南町農業委員会	農業被害状況調査及び被害予防策の推進
久米南町地域自治会連合会	被害予防策の推進及び周知・啓蒙活動
晴れの国岡山農業協同組合	農業被害状況調査及び被害予防策の推進
久米郡森林組合	林業被害状況調査及び被害予防策の推進
岡山県津山地区猟友会 久米南分会	鳥獣生態等の助言及び捕獲活動
久米南町有害鳥獣駆除班	鳥獣生態等の助言及び捕獲活動
岡山県鳥獣保護管理員	鳥獣生態等の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局	法令、制度等の情報提供
美作広域農業普及指導センター	技術的助言等情報提供
岡山県農業共済組合津山支所	被害実態等情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度より久米南町鳥獣被害対策実施隊を設置し、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害を防止し及び軽減させるためことを目的として活動している。
鳥獣被害対策実施隊は、久米南町猟友会会員のうち、有害鳥獣駆除班員として活動している者から選出し、構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内全域における農林作物の被害は深刻な状況に陥っている。
また、山間部を中心に高齢化が進み、限界集落の地域では、被害防止防護柵の設置及び維持管理が困難な状況である。そこで、広範囲の被害防止対策を講じる場合、地域全体での取組を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者自らが農作物を守る意識を持つことで、自らが行える鳥獣害防止対策の実施や、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策への理解を得るため、積極的な周知を図る。